

令和 8 年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第 2 回定例会会議録目次

第 1 号 (6 月 2 4 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員 (10 人)	1
欠席議員 (なし)	1
説明員出席者	2
議会局職員出席者	2
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第 6 号 令和 8 年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算 (第 1 号) を定めるこ とについて	3
報告第 1 号 令和 7 年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越計算書	3
一般質問	5
6 番 川添康大議員	
質問内容 1 はだのクリーンセンターの基幹的設備改良工事について	5
質問内容 2 秦野斎場の運営について	5
3 番 中村知也議員	
質問内容 1 秦野斎場における適正な火葬業務について	13
閉 会	17
署名議員	19

令和8年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第2回定例会会議録

議 事 日 程

令和8年6月24日（水）午前9時30分

秦野市議会議場

第1 会期の決定

第2 議案第6号 令和8年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第1号）を定めることについて

第3 報告第1号 令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越計算書

第4 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第4 議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	大塚	毅	2番	桑原	昌之
3番	中村	知也	4番	小山田	良弘
5番	横山	むらさき	6番	川添	康大
7番	越水	崇史	8番	米谷	政久
9番	山田	昌紀	10番	小菅	基司

欠席議員（なし）

説明員出席者

組 合 長	高 橋 昌 和	秦 野 市 環境産業部長	北 口 慶 太
副 組 合 長	萩 原 鉄 也	伊 勢 原 市 経済環境部長	大 町 徹
事 務 局 長	古 谷 昭 仁	秦 野 市 参事(兼)環境資源対策長	鈴 木 大二郎
(総務課) 参事(兼)総務課長	伊 藤 恭 子		
庶 務 班 主 幹	高 橋 淳	伊 勢 原 市 清掃リサイクル長	神 崎 速 夫
(施設課) 施 設 課 長	小 金 井 瑞 樹		
はだのクリーン セ ン タ ー 設 備 担 当 課 長	関 原 孝 雄		
計画管理班技幹	奥 原 深 志		
(工場) 工 場 長	遠 藤 知 成		
不燃・粗大施設 再整備担当課長	安 齊 達 也		
施設管理班主幹	今 井 裕 之		

議会局職員出席者

議 会 局 長	齋 藤 雄 一
議 事 政 策 課 参事(兼)課長	上 條 秀 香
課 長 代 理 当 (議 事 担 当)	坂 本 正 之
議 事 担 当 主 任 主 事	井 上 裕 大

午前 10 時 00 分 開 会

○小菅基司議長 ただいまの出席議員は10人全員の出席を得ております。

これより令和8年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、タブレット端末に掲載した日程のとおりであります。直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○小菅基司議長 会議録署名議員の指名を行います。

この定例会の会議録署名議員は、会議規則第90条の規定に基づき、議長において米谷政久議員、大塚毅議員を指名いたします。

日程第1 会期の決定

○小菅基司議長 次に、日程第1 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 議案第6号 令和8年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算 (第1号)を定めることについて

日程第3 報告第1号 令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越 計算書

○小菅基司議長 次に、日程第2 「議案第6号・令和8年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第1号)を定めることについて」及び日程第3 「報告第1号・令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越計算書」の2件を一括して議題といたします。

組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 おはようございます。本定例会に提出した諸案件について説明いたします。提出案件は、補正予算が1件、報告が1件の合わせて2件です。

初めに、「議案第6号・令和8年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第1号)を定めるこ

とについて」を説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ1,125万2,000円を追加するとともに、継続費の変更を行うものです。

補正する歳出について、補正予算に関する説明書に沿って説明いたします。まず、衛生費の工場職員給与費では、年度途中で退職を申し出た職員に対して退職手当を支給するため1,121万9,000円を追加するものです。

次に、同じく衛生費の粗大ごみ処理施設整備事業費では、2か年の継続事業として実施している粗大ごみ処理施設耐震工事の監理業務委託について、労務単価の上昇が見込みを上回ったため、不足する3万3,000円を追加するものです。

以上が歳出の補正内容ですが、その財源については職員退職給与準備基金からの繰入金及び繰越金により、収支の均衡を図りました。これにより、本組合会計の歳入歳出予算の総額は、30億6,125万2,000円となります。

また、継続費の変更は、粗大ごみ処理施設耐震工事監理業務委託料の総額及び年割額を変更するものです。

次に、「報告第1号・令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越計算書」を説明いたします。

本案は、令和7年度から令和8年度までの2か年の継続事業として実施している伊勢原清掃工場経費粗大ごみ処理施設整備事業費について、令和7年度の執行残額の215万700円を繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものです。

以上で本定例会に提出した案件の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〔組合長降壇〕

○小菅基司議長 提案理由の説明は終わりました。

これより審議に入るのですが、議事の整理上、区分して行います。

日程第2 議案第6号 令和8年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算

(第1号)を定めることについて

○小菅基司議長 まず、日程第2 「議案第6号・令和8年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第1号)を定めることについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小菅基司議長 賛成全員であります。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第3 報告第1号 令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越 計算書

○小菅基司議長 次に、日程第3 「報告第1号・令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費繰越計算書」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 質疑なしと認めます。

日程第4 一般質問

○小菅基司議長 次に、日程第4 「一般質問」を行います。

一般質問は、発言通告一覧表に従い、順次質問を行います。

川添康大議員。

〔川添康大議員登壇〕

○6番川添康大議員 伊勢原市選出の川添康大です。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、事前の通告に従い一般質問をいたします。

初めに、項番1、はだのクリーンセンターの基幹的設備改良工事についてです。平成25年1月に竣工したはだのクリーンセンターは、稼働開始から約13年が経過しています。ごみ焼却施設における主要な設備、機器の耐用年数が一般的に15年程度とされていることを踏まえ、本施設では令和10年度以降、改良や更新に向けた基幹的設備改良工事を進めるとの説明がありました。そのため、本組合では令和7年度当初予算で債務負担行為を設定した検討支援業務委託を発注し、コンサルタント事業者の支援を受けつつ、今まさに検討が進められています。この基幹的設備改良工事は、多額の事業費を要すると見込まれるため、組合財政にも大きな影響を及ぼす重要事業と言えます。当然組合議会として適切に関与、監視することが強く求められていると考えます。

そこで、検討内容や財政面での影響について確認をしたいと思いますが、まず検討支援業務委託の内容と現在の進捗状況について伺います。

次に、項番2、秦野斎場の運営についてです。秦野斎場は、公募により選定した富士見環境サービ

ス・宮本工業所共同企業体が令和３年度以降、５年間にわたり指定管理者として施設運営を続けてきました。この１期目となる指定期間の満了に伴い、令和７年度に再度公募した結果、本年４月以降も同一事業者が指定管理者を担っています。時期を同じく、８炉目の火葬炉を供用開始し、新体制が始まったばかりですが、過去５年間における運営を総括し、何を課題として引き継いだのかを明らかにすることも重要な議会の役割と考えます。さらに、火葬件数が増加傾向であり、今後も高齢化社会が進行していくことを踏まえ、秦野斎場の安定的かつ公平な運営は、両市民の切実な問題とも言えます。

こうした観点からお伺いします。まずは、過去５年間における指定管理者の運営に対する評価と、制度導入の総括について御答弁をお願いします。

以上を壇上からの質問とし、二次質問以降については質問者席から行いますので、よろしくお願いします。

〔川添康大議員降壇〕

○小菅基司議長 事務局長。

○古谷昭仁事務局長 川添議員の御質問にお答えいたします。

初めに、御質問の１点目でございます。はだのクリーンセンターの基幹的設備改良工事についてでございますけれども、まず検討支援業務の委託につきましては、令和７年度から３か年の継続費を設定して進めているものでございまして、内容は大きく２点ございます。

１点目は、設備や機器の更新周期の延伸と基幹的設備の改良による施設の機能回復、それと機能の向上を図るためのはだのクリーンセンター保全整備計画、これを策定するための支援をいただくことでございます。

２点目は、基幹的設備改良工事と長期包括運營業務の受注事業者の選定に対する支援でございます。具体的には、令和８年度から令和９年度にかけまして、公募型プロポーザル方式で実施いたします事業者選定に係る公募書類等の原案作成、また組合の附属機関として設置しております事業者選定審査会の運営、これに対する支援をお願いしているところでございます。

続きまして、現在の進捗状況でございます。保全整備計画の策定支援につきましては、本年３月に策定が完了いたしまして、組合議員の皆様にお配りをさせていただきました。

事業者選定に対する支援につきましては、本年４月に大学教授や弁護士等の有識者、これらで構成します事業審査会を設置いたしまして、５月１８日に第１回目の審査会を開催し、組合長より優先交渉権者の選定、これについて諮問をいたしました。また、事業者選定に際しましては、改良工事及び運營業務におきまして受注事業者に求める履行レベル、これを定めた要求水準書の案などに対しまして委員の皆様から御意見を頂戴いたしました。

現在、改良工事等事業費の積算、これを進めているところでございますが、今後はプロポーザルの実施に必要な公募書類等の決定に向けまして数回の審査会を開催し、年明けの１月頃には公募を開始したいと考えております。

なお、優先交渉権者につきましては、応募者からの技術提案書と提案価格、これに対する審査会の評価結果を踏まえまして、令和9年9月頃までには決定したいと考えております。

次に、御質問の2点目でございます。秦野斎場の運営についてお答えいたします。まず、指定管理者による過去5年間の運営に対する評価についてお答えします。令和3年度から令和7年度までの指定期間、この期間中、新型コロナウイルス感染症の流行や国際情勢の変動等による燃料価格の高騰など、過去にも類を見ないような状況がございました。そのような状況におきましても、指定管理者の企業努力や専門性、これを生かした取組によりまして、継続して適切な施設運営がなされたと評価しております。

個別の指定管理者による取組といたしましては、フリーWi-Fiの導入、またキッズスペースの拡充、売店での取扱品目の充実など、利用者のサービスの向上といったものが図られております。加えて、新たにウェブアンケート、これを導入することでアンケート回収率の大幅な向上と、アンケートでいただいた利用者の意見を施設の運営に反映させまして、施設の利便性を向上させるといったような取組もなされました。

このアンケートでは、指定管理者の接遇に対するお褒めの御意見を多くいただいております。これは、指定管理者が自主的に厚生労働省が認定します葬祭ディレクター等の有資格者を配置したことや、従事者の教育や訓練、これを適切に実施した効果だと考えております。

なお、指定管理者の運営につきましては、指定期間の3年目が終了いたしました令和6年度に、有識者等で構成いたします指定管理者選定評価委員会、これにより専門的かつ客観的な目線で中間評価を行い、その結果、「継続的に適切、良好である」という御意見、評価をいただいております。

以上の評価などを踏まえまして、指定管理者制度の導入について総括いたしますと、斎場という特別なサービスの提供が求められる中、向上を図りつつ継続的に質の高いサービスが提供でき、民間の専門事業者としてのノウハウ、これが十分に生かされた施設運営が行われたと考えております。

また、組合事業といたしましても、導入前20件ほどありました関連委託業務、これを指定管理業務1件に集約化でき、組織体制を含めて斎場業務に係る事務効率が向上したということで、組合の事業運営における合理化、これにも寄与したと考えております。

以上です。

○小菅基司議長 川添康大議員。

○6番川添康大議員 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問に順次入りたいと思います。

まず、項番1のはだのクリーンセンター基幹的設備改良工事についてです。ただいまの御答弁によりまして、公募型プロポーザル方式による事業者選定に向けた準備が進められているということでしたが、冒頭で述べたとおり、本組合としては規模の大きい重要事業となりますので、引き続き慎重に検討を進めていく必要があると考えます。

そこで、改めて確認をいたしますが、基幹的設備改良工事の必要性、規模及び実施時期の見通しに

ついて伺います。

○小菅基司議長 事務局長。

○古谷昭仁事務局長 それでは、再度の御質問にお答えいたします。

まず、基幹的設備改良工事の必要性でございますけれども、平成25年1月の竣工以来、日常点検等を実施しながら、焼却設備内の消耗部品の交換や給排水設備等の定期的な分解整備など、予防保全型の維持補修、保守管理を続けてきたところでございます。

そうした中、ボイラー設備を含めます焼却炉本体などの主要な設備や機器、これらにつきましては供用開始から13年が経過します。長期稼働による経年劣化が進みますとともに、国が作成しております「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」というものの中では、おおむね15年から20年と、これらの設備については耐用年数が規定されております。加えまして、廃棄物処理の分野におきましては、昨今地球温暖化対策の一層の推進というものが国からも求められております。

そうしたことから、安定稼働の実現、これを図るとともに、本組合における地球温暖化対策の一環としまして、二酸化炭素の排出量削減、これをより進めていくため、基幹的設備の改良工事を実施する必要があると考えております。

次に、工事の規模でございます。まず、施工の内容ですけれども、焼却炉内の耐火物やボイラー設備等の部分更新のほか、蒸気タービンの発電出力の向上対策、これらを通じまして施設を構成する12の設備、これらを改良いたします。

また、工事費につきましては、設計費を含めて約79億6,000万円、現状見込んでおります。これとは別に、焼却炉の稼働停止期間、これを設ける必要がありますので、その間に可燃ごみを外部に委託して処理する費用、最大で32億円という試算をしております。

最後に、実施時期の見通しです。全体期間は、令和10年度から令和14年度までの5年間、初年度におきまして実施設計と焼却炉の稼働に影響が生じない範囲に工事を施工いたしまして、2年度目から稼働停止期間を設けた本格的な工事に着手する予定としております。

以上です。

○小菅基司議長 川添康大議員。

○6番川添康大議員 御答弁ありがとうございます。5か年に及ぶ大規模な工事になるとのことで、工事費としても約79億6,000万円、さらに可燃ごみの外部処理委託費が最大で32億円を要すると、実に100億円以上近い財源を伴うということです。

本組合の主たる財源は、両市からの分担金になりますので、当然両市の財政運営に与える影響も相当な規模になると考えられます。安定稼働の継続に向けて必要性の高い事業であるということも理解をいたしますが、経済性も考慮しつつ検討を進める必要があると考えます。

そこで、基幹的設備改良工事の財源確保と両市の財政負担への影響についてはどのように考えているのか、また、工事に当たって組合債の借入れも検討されていると思いますが、償還金の原資となる

減債基金の積立てについての見通しもお伺いいたします。

○小菅基司議長 事務局長。

○古谷昭仁事務局長 それでは、再度の御質問にお答えいたします。

まず、財源の確保と両市の財政負担への影響についてでございます。基本的設備の改良工事は、5年間に及ぶ大規模な事業となります。両市の財政負担は避けられないというところでございますけれども、国や県の補助制度の利用、また起債などを有効に活用いたしまして、負担軽減を図っていきたいと考えております。

具体的には、工事費約79億6,000万円と施工監理業務委託約8,000万円、これに対しましては国の交付金約16億円、県の補助金約1億7,000万円、これを財源として充当いたします。また、組合債につきましては、国庫補助の対象事業費に対しまして約27億2,000万円、単独事業費に対しましては約24億4,000万円を起債するほか、県の貸付事業による借入れ約10億円、これを活用する予定でございます。

こうした財源活用によりまして、工事期間中における両市の一般財源の負担額、これは5年間で約1億1,000万円程度ということになりまして、期間中おおむね平準化を図ることができるのではないかとこのように考えてございます。

加えまして、組合債につきましては、一般廃棄物処理事業債という地方交付税の措置のある起債を活用いたしますので、実質的には財政負担の軽減に寄与できるのではないかと考えております。

一方で、可燃ごみの外部処理に係る委託費、これにつきましては財源の全てが一般財源、つまり両市の分担金ということになってまいります。民間事業者への搬出を想定して、最大で現在32億円と試算してございますけれども、相互援助協定を締結しております神奈川県湘南地域県政総合センター管内の他の公共団体等にごみの受入れの協力をお願いするほか、合理的な工事計画、これを検討いたしまして焼却炉の稼働停止期間を可能な限り短くいたしまして、経費の圧縮に努めてまいりたいと思っております。

次に、減債基金の積立ての見通しでございます。組合債の償還財源としております減債基金は、令和7年度末の現在高が約1億3,000万円でございます。毎月クリーンセンターの売電収入全額を積み立てております。基幹的設備改良工事の期間中、2炉同時に停止する一部の期間がございますけれども、これを除きまして発電自体は可能でございますので、売電収入が大きく減額することがなく、基金への積立てを継続できると考えております。

減債基金につきましては、建設事業に係る起債と償還に併せまして、中長期的な財政見通しを立てまして、計画的な管理を行っております。令和15年度以降の償還の本格化に備えまして、適正水準の基金残高を確保しつつ、効果的に活用いたしまして、両市の財政負担の軽減と平準化に努めていきたいと考えております。

以上です。

○小菅基司議長 川添康大議員。

○6番川添康大議員 御答弁ありがとうございます。両市財政負担への影響、基金の積立て見通しについては理解をいたしました。ぜひ積極的に負担軽減に努めていただきますよう、お願いをしたいと思います。

それで、先ほど議員連絡会でも説明がありましたが、基幹的設備改良工事は、新たな長期包括運営業務委託と併せた一体的な事業として発注するという予定とのことですが、はだのクリーンセンターでは、竣工当初より施設運営全般を民間事業者にて委託しており、現行契約満了後もこの体制を維持する方針だと理解をしています。

そこで、次期包括運営業務委託の方向性について伺います。また、この重要事業を引き続き進めていく上で、組合議会への情報提供をどのように行っていくのか、併せて伺います。

○小菅基司議長 事務局長。

○古谷昭仁事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、次期包括運営業務委託の方向性についてでございます。現行の契約期間は、令和9年度までとなっております。令和10年度からの運営業務委託につきましては、現契約をおおむね踏襲した長期の包括方式とする予定でありますけれども、基幹的設備改良工事期間中の可燃ごみ外部搬出時における運搬車両への積込業務の追加など、工事工程等を考慮した業務範囲の精査、これを今進めているところでございます。

委託期間につきましては、改良工事に対して国の交付金を受けた場合、工事の完了後10年以上の稼働、これが義務付けられるといったことなども踏まえまして、現在では15年間という予定でございます。

次に、組合議会への情報提供につきましては、本事業の予算措置や契約締結の前、また工事の着手時など事業の進捗の要所におきまして、議員連絡会等、機会を通じまして適宜説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○小菅基司議長 川添康大議員。

○6番川添康大議員 ありがとうございます。それでは、項番1はこれで閉じさせていただきまして、次に項番2の秦野斎場の運営について質問させていただきます。

一次質問の答弁によりますと、過去5年間の指定期間においては、利用サービスの向上など指定管理者の導入目的に沿った効果が得られたということでした。2期目の指定管理者も同一事業者となりますので、引き続き同等以上の質を担保した運営が行われていくことを期待しております。

一方で、これまでの課題を指定管理者と本組合双方で共有をし、今後5年間において改善を図っていくことも重要です。そこで、過去5年間で確認した課題をどのように共有し、新たな指定期間に引き継いだのかについて伺います。

○小菅基司議長 事務局長。

○古谷昭仁事務局長 では、秦野斎場の運営について、再度の御質問にお答えいたします。

令和3年度からの指定期間中は、コロナ禍を経て物価等の高騰など、社会経済情勢が大きく変化する環境にありまして、事業者の努力により施設運営に支障を生じるような大きな課題といったものは生じませんでしたけれども、2期目の指定管理者の選定に当たり提出されました事業計画書、これを精査した際、提案のあった取組のうち、利用者サービスの向上につながる余地のある課題というものが若干ございました。

具体的には、売店におけるキャッシュレス決済、これが秦野市で導入しておりますOMOTANコイン、これに限定されているということで、伊勢原市民の方には御不便をおかけした状況がございます。また、フリーWi-Fi、これが2階の売店付近でしか接続できないというような状況でございましたので、これらの改善について協議いたしました。

こうしたキャッシュレス決済サービスの拡充など、利便性の向上に関する改善事項につきましては、指定管理業務に係る協定の締結前の協議において課題として共有いたしまして、その解決策を検討した上で、新たな指定管理期間が始まり次第、適切に対応するということで取決めをさせていただきました。

以上でございます。

○小菅基司議長 川添康大議員。

○6番川添康大議員 御答弁ありがとうございました。現状で課題となっている事項にかかわらず、引き続き積極的な取組が行われることを期待しています。

今後も、指定管理者により運営が続けられていく中で、年々この火葬需要が高まっていくと想定をされていますが、こうした中で安定的な火葬業務を遂行していくために、指定管理業務の中でどのような対応がなされるのかについて伺います。また、本組合としても、火葬需要の高まりに応じて、両市民へのサービス水準をどのように維持していくのか、併せて伺います。

○小菅基司議長 事務局長。

○古谷昭仁事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、火葬需要の高まりを踏まえた指定管理業務における対応についてでございますが、将来需要の増加に備えまして、令和7年度に火葬炉の増設工事を行いまして、本年4月1日から8炉体制での運営を開始しております。これにより、秦野斎場の最大火葬件数は1日当たり16件から18件に増えまして、年間では600件程度の火葬需要の増加に対応できるという状況になりました。今後も、当分は両市の死亡者数は増加を続けまして、火葬件数も増えていくと予測しておりますので、指定管理者から御提案がありまして、御遺体の受入れや会葬者の案内をする炉前業務というものがございますが、この従事者を1名増員いたしまして、人員体制の強化を図っております。

次に、火葬需要の高まりに応じ、両市民へのサービス水準を維持するための取組についてでございます。これまでも、年間で死亡者数が特に増える冬季につきましては、火葬炉の稼働率、これが上昇

し、御希望する時間帯での利用予約が難しくなるというような御不便をおかけすることがございました。そのため、通常時は利用希望の多い、特に正午前後の時間帯に限りまして7枠設定しております市内優先枠、これを冬季においては一時的に10枠に拡大するような措置を講じております。

引き続き、火葬需要の増加に伴いまして、利用状況に応じた市内優先枠の設定の調整など、両市民が御不便なく御利用できるよう対応していきたいと考えております。

以上です。

○小菅基司議長 川添康大議員。

○6番川添康大議員 御答弁ありがとうございます。安定的な火葬業務が遂行できるということの内容と理解をいたしました。

最後になりますが、指定管理業務は従来の業務委託に比べ、民間事業者に広範な裁量を与えられていることから、行政側における適切な監視体制の構築が求められると考えます。

そこで、指定管理者が行った施設運営の監視機能として、本組合による業務モニタリングの実施方法と、その結果を踏まえた組合議会への報告について、最後伺います。

○小菅基司議長 事務局長。

○古谷昭仁事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、業務モニタリングの実施方法につきましては、施設運営が指定管理業務に係る協定書や仕様書に基づきまして、安定的かつ継続的に提供されている状態であるか、これを確認するため組合職員が毎月モニタリングを実施しております。

このモニタリングでは、月ごとの業務実績や利用者アンケートの結果とその対応状況などについて報告書の提出を受けまして、内容を確認し、対面で必要な指示、これを出した上で書面に記録してございます。また、毎月の報告のほか、1年間を半年ごとの2期に分けまして、各期の報告書と評価書の提出を受けております。評価書では、市民の平等利用とサービス向上の取組など、複数のチェック項目を設定いたしまして、指定管理者自身による一次評価と組合による二次評価、これを行いまして、その結果を踏まえた改善策等を協議しております。さらに、指定期間中の中間年におきまして、外部有識者等で構成いたします評価委員会による中間評価を行っておりまして、こうした結果につきましてはホームページで公表をしてございます。

最後に、組合議会への報告についてでございますけれども、これまで火葬実績等について毎回の議員連絡会で報告をさせていただいておりますけれども、モニタリングの結果などにつきましては、施設運営上の重大な問題等、これが発生していないということもあり、議会への報告は現在行っておりません。しかしながら、指定管理者による斎場の管理実績や、その評価結果を組合議員の皆様に共有させていただくということは、施設運営のさらなる適正化につながるものだということにも考えておりますので、秦野、伊勢原両市における議会への報告状況、連絡体制等を参考にいたしまして、最適な情報提供の在り方については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○小菅基司議長 川添康大議員。

○6番川添康大議員 御答弁ありがとうございます。

それでは、今回2つの質問をさせていただきましたが、まずはあのクリーンセンター基幹的設備改良工事については、工事費や外部委託費を合わせると100億円を超える大規模事業であり、国の交付金や県補助金の最大限の活用、また減債基金の計画的運用により、両市の財政負担軽減に努めていただくよう改めてお願いします。また、事業事業の節目ごとに、議会への適時適切な情報提供についても引き続き求めたいと思います。

また、秦野斎場の運営については、高齢化社会の進行に伴う火葬需要が増加しています。引き続き、両市民が安心して利用できるよう、指定管理者への実効的なモニタリングと、その結果の組合議会への報告体制の整備を求めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小菅基司議長 以上で川添康大議員の一般質問を終わります。

中村知也議員。

〔中村知也議員登壇〕

○3番中村知也議員 秦野市選出の中村知也です。ただいま小菅議長から発言の許可をいただきましたので、事前の通告に従い一般質問をいたします。

我が国は、世界に例を見ない超高齢化社会を迎えており、当然本組合の構成市である秦野市及び伊勢原市も例外ではありません。両市ともに、高齢化率が国内平均に近い30%前後の水準となっておりますので、これに伴う地域課題も増大しています。

こうした中、死亡者数も増加を続けており、両市の統計資料によると、令和5年度が3,128人、令和6年度が3,179人、令和7年度が3,081人と、近年は3,000人を上回る水準で推移しているようです。令和7年度は、前年に比べ若干減少しましたが、今後も増加傾向で推移するものと考えられ、必然的に火葬需要が高まっていくことになります。そのため、両市の火葬業務を担う本組合に対しては、秦野斎場を適正に維持管理しつつ、火葬需要の変化に応じた的確な対応策を講じ、もって安定的な運営を継続することが求められています。以上の観点から、今回は秦野斎場における適正な火葬業務について順次お伺いします。

同施設は、昨年度、火葬炉を1炉増設する増炉事業が完了し、本年4月1日から8炉体制での運営を開始しました。このタイミングで増炉に踏み切ったのは、火葬需要の高まりを踏まえた対応策の一環であるとのことでした。

そこで、近年において秦野斎場の火葬件数と火葬炉の稼働率は、どの程度の水準で推移しているのでしょうか。また、今後はどのように火葬需要が変化すると見込んでいるのか、併せてお伺いします。

二次質問以降については質問者席から行いますので、よろしくお願いいたします。

〔中村知也議員降壇〕

○小菅基司議長 事務局長。

○古谷昭仁事務局長 それでは、中村議員の御質問にお答えいたします。

まず、火葬件数と火葬炉の稼働率でございます。直近3か年の実績は、令和5年度が火葬件数3,525件で稼働率72.7%、令和6年度が3,665件で75.9%、令和7年度が3,593件で75.1%となっております。近年は、このように火葬件数が3,500、3,600件、稼働率が平均75%程度というようになってございまして、現行施設の供用を開始した平成30年度では、火葬件数が2,729件、稼働率56.1%というような状況でございましたので、火葬需要は増加傾向で推移しております。

このうち、稼働率につきましては、死亡者数が増えます冬場に90%を超える年度もありまして、令和7年1月には7炉体制の状況下で初めて100%に達するような状況がございました。そうしたことから、利用者の方の利便性、これを維持するため、火葬炉の増設を行ったところでございます。

次に、今後の火葬需要の変化の見込みでございますけれども、将来的な火葬件数と稼働率につきましては、令和6年7月に一部改定をいたしました「秦野斎場施設整備基本計画」、この中で両市の人口推計と国立社会保障・人口問題研究所というところの予測死亡率、これを踏まえた推計をしております。この計画では、火葬件数は引き続き増加傾向で推移し、死亡者数がピークとなる令和18年度、この時期に4,000件程度になった後、緩やかに減少傾向に転じていくというように見込んでおります。

一方、稼働率は増炉前と比較いたしまして、最大火葬件数で年間600件増の5,400件までの火葬需要に対応できるということになりますので、当分は現状をやや下回る70%台前半での稼働率で推移していきますが、ピークとなる令和18年度には現状と同水準の75%程度の稼働率になると見込んでおります。

以上です。

○小菅基司議長 中村知也議員。

○3番中村知也議員 御答弁ありがとうございました。今後も当面の間、火葬件数が増加を続けていくと予測されているものの、火葬炉の増設を実施したことで、こうした火葬需要の高まりに対応できる見通しであると理解いたしました。

一方で、両市の人口推計等に基づき、死亡者数のピークになると予測されている令和18年度を過ぎると、火葬件数は減少傾向に転じることになるかと思えます。こうした状況に至った場合、火葬需要の高まりを念頭に置いた現状とは異なる考え方を持って施設運営に取り組む必要が生じます。極端な例を申し上げますと、近い将来になるとは思いますが、今回増炉した8炉目が不要になる時期も訪れる可能性がございます。

そこで、将来的に火葬需要が減少した場合、どのように施設を稼働することになるのか、その考え方を伺いいたします。

○小菅基司議長 事務局長。

○古谷昭仁事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、火葬件数は令和18年度をピークに、翌年度以降緩やかに減少傾向で推移していくと見込んでおりまして、直ちに稼働率の著しい低下は生じないというように考えてございますので、当面は8炉体制での施設運営を継続するということになります。

理由といたしまして、増炉に伴い多額の設備投資をいたしました。その設備投資に見合った運用が当然必要だと考えております。また、火葬炉自体は運転、使用がない状況であれば、燃料費等の経費がかからない状況でございます。加えまして、稼働率、これが徐々に低下し、1炉当たりの負荷が軽減されることで維持補修費の低減、これにもつながってまいります。さらには、発生の確率が現在高まっております地震災害等における火葬需要の一時的な増加、これにも対応できるというようなメリットも生じてまいります。

当面は、火葬需要に応じた効率的な稼働と効果的な修繕整備、これにより安定運営に努めていきますけれども、長期的な観点では、御懸念のとおり火葬需要の減少が続いていけば、減炉だけでなく施設全体の規模の在り方、この検討が必要になるというふうにも考えております。適切な時期に適切な対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○小菅基司議長 中村知也議員。

○3番中村知也議員 御答弁ありがとうございました。火葬需要が減少した場合の施設稼働に対する考え方については理解いたしました。

ただいまの答弁でも触れられていたとおり、長期的な安定稼働に向けては、火葬需要に応じた効果的な修繕整備が不可欠と考えます。特に火葬需要が高まっている間は、炉にかかる負担も大きいと考えられるため、計画的に修繕を重ねていく必要があります。

そこで、秦野斎場の修繕内容をどのように検討されているのかお伺いいたします。また、昨今の物価高騰、そして今後進行する施設の経年劣化により、修繕経費も上昇していくと考えられますが、その財源をどのように確保していくのか、併せてお伺いいたします。

○小菅基司議長 事務局長。

○古谷昭仁事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、修繕につきましては、指定管理者の構成員で、斎場に設置をしております火葬炉メーカーと連携いたしまして、向こう20年間における見通しを立てております。その内容といたしましては、炉内耐火物や送風設備など、各機器の耐用年数や更新周期を踏まえた年度ごとの基本的な修繕計画となっておりまして、日常点検の結果に基づく劣化具合等を考慮いたしまして、適宜見直しを図っているところでございます。

次に、修繕経費の財源につきましては、両市の分担金が主なものとなっておりますけれども、火葬残骨灰の売渡料、これを原資といたしまして積立てをしております施設整備基金、これからの計画的な繰入れによりまして、両市の財政負担の軽減に努めていきたいと考えております。

以上です。

○小菅基司議長 中村知也議員。

○3番中村知也議員 ありがとうございます。これまでの答弁で、計画的な修繕整備を重ねつつ、火葬需要に応じた施設運営に努めていくことは理解いたしました。

しかしながら、今後も長期的な稼働を続けていく上では、突発的な緊急事態が発生するおそれもあります。例えば新型コロナウイルス感染症のような新型感染症の流行や大規模地震の発生など、想定外の危機的事象により、死亡者数が急激に増加することも起こり得ます。このように、秦野斎場の火葬能力を上回る規模の御遺体を受け入れる必要が生じた場合の対応についてお伺いいたします。

また、緊急時、特に大規模地震に際しては燃料の調達が困難になるなど、施設運営の継続に支障が生じる事態に陥ることも想定されます。こうした事態においても火葬業務を継続するため、どのような対応策が講じられているのか、併せてお伺いいたします。

○小菅基司議長 事務局長。

○古谷昭仁事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、大規模災害等によりまして斎場の火葬能力を上回る御遺体の受入れ、こうした必要が生じた場合につきましては、神奈川県が策定しております広域火葬計画、これに基づく相互応援体制を活用するということになります。この仕組みといたしましては、県が連絡調整役を担いまして、被災自治体からの応援要請に応じて受入先を調整いたしまして、県内の火葬場が協力して火葬能力の不足を補うということになってございます。

また、こうした県内での広域火葬体制による対応が難しいというような状況になった場合には、神奈川県から東京都や近隣県に範囲を広げた応援要請、これがなされるということになっております。

次に、大規模地震の発生に伴い、施設運営の継続に支障が生じる事態となった場合の対策についてでございます。まず、火葬業務に従事する人員や資機材の確保につきましては、指定管理者と締結いたしました管理業務に係る協定によりまして、グループ企業を含めて、構成事業者から応援人員や修理部品、これが手配されるということになっております。

また、燃料の調達につきましては、秦野燃料商組合との災害時協定に基づき、火葬炉で使用する白灯油の供給を優先的に受けられるようになっております。

さらには、斎場への現在の進入路となっております市道曽屋46号線、これが通行不能となるような状況を想定いたしまして、斎場に隣接する富士見斎場、秦野自動車教習所及び本組合の3者間で、緊急通路の確保に係る協定を締結しております。これによりまして、教習所への進入路となる市道を使用しまして、富士見斎場の敷地、これを經由して斎場に向かうことができるというようにしてございます。

今後も、災害等による様々なリスクを想定いたしまして、確実に効果的な対応策を講じておくことで、危機的な事象に際しても火葬業務が継続できるよう備えてまいりたいと思っております。

以上です。

○小菅基司議長 中村知也議員。

○3番中村知也議員 ありがとうございました。県から、近隣県にわたる応援体制の構築や富士見斎場、秦野自動車教習所、本組合の3者間の協定など、様々な対策がされていることが分かりました。

今後も不測の事態など、そうしたこと、いつ起こるか分からないようなことがあると思いますので、今後もこの対策、備えを継続していただくようお願いして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○小菅基司議長 以上で中村知也議員の一般質問を終わります。

○小菅基司議長 以上で、この定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで令和8年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第2回定例会を閉会いたします。

午前10時51分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会

議 長 小 菅 基 司

会議録署名議員 米 谷 政 久

会議録署名議員 大 塚 毅